

上水道の用途について

－ 検針票をご確認ください －

令和5年9月7日の報道等にて公表いたしましたとおり、令和5年8月23日に水道用途の登録誤りによる過誤請求が判明して以降、水道局では、そのほかにも用途の登録誤りが無いか、点検作業を実施してまいりました。

このたびは、お客さまご自身の検針票の水道用途をご確認いただきたく、お願いするものです。

まず、下記【検針票の見方】をご参照の上、ご自身の水道用途をご確認いただき、疑問等がある場合は、お手数ですが、水道局お客さまセンターへご連絡ください。

お客さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことに対し、改めて深くお詫び申し上げますとともに、水道用途の確認にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

【検針票の見方】

| 水道・下水道使用量のお知らせ | | | | |
|----------------|-------|-------|--|--|
| 使用者番号 | | メータ番号 | | |
| コースコード | | | | |
| 水道用途 | 下水道区分 | 口径 | | |
| 様 | | | | |
| 検針日 | | 検針員 | | |

こちらをご確認ください

【参 考】

| 用 途 | 判断基準 |
|-----|---------------------------------------|
| 家庭用 | 炊事・洗濯等、日常生活において一般家事に使用するもの |
| 業務用 | 家庭用、工業用、浴場用以外のもの |
| 工業用 | 物を生産、加工、修理する工場で1か月平均200立方メートル以上使用するもの |

注) 店舗や倉庫など、一般家事に使用するもの以外は、使用量の大小にかかわらず、「業務用」が適用されます。

【お客さまの用途確認に関すること】

宇和島市水道局 お客さまセンター 電話：0895-22-5265